

秋田市告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、休止し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年3月3日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
やばせ内科クリニック	秋田市八橋本町五丁目8番31号	令和7年2月1日
ちば小児科アレルギークリニック	秋田市広面字糠塚67番地3	令和7年1月1日

2 休止

事業所名称	休止年月日
社会医療法人明和会 小山 中通診療所	令和7年1月1日
社会医療法人明和会 前郷 中通診療所	令和7年1月1日
社会医療法人明和会 畑谷 中通診療所	令和7年1月1日

3 廃止

事業所名称	廃止年月日
石川医院	令和6年12月30日

医療法人Carus 仁井 田ゆいクリニック	令和7年1月31日
ちば小児科アレルギークリ ニック	令和6年12月31日
通町歯科クリニック	令和7年1月29日
ハーモニー薬局	令和7年1月18日